

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第95条の2第3項
処分の概要：特定免許情報の記録
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法第 95 条の 2 第 1 項及び第 5 項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第 21 条の 2（特定免許情報の記録の申請）、第 21 条の 4（特定免許情報の記録）、第 21 条の 6（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第 21 条の 10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第 29 条の 2 の 3 の 2（更新された免許証の交付等）、第 31 条の 4 の 2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は、1 日 警察署窓口受理は、1 4 日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備考：